

第二十六回国会 衆議院 商工委員会 議録 第十八号

昭和三十三年三月二十六日(火曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

- 委員長 福田 篤泰君
- 委員 小笠 公昭君 理事 鹿野 彦吉君
- 理事 小平 久雄君 理事 佐本 一雄君
- 理事 西村 直己君 理事 加藤 清二君
- 理事 松平 忠久君

- 阿左美廣治君 大倉 三郎君
- 岡崎 英城君 菅 太郎君
- 椎名悦三郎君 南 好雄君
- 村上 勇君 横井 太郎君
- 片島 港君 佐々木良作君
- 佐竹 新市君 田中 武夫君
- 田中 利勝君 多賀谷眞徳君
- 中崎 敏君 永井勝次郎君
- 水谷長三郎君

出席政府委員

- 通商産業政務次官 長谷川四郎君
- 官(通商局長) 松尾泰一郎君
- 通商産業事務官 鈴木 義雄君
- 官(重工業局長)

委員外の出席者

- 通商産業事務官(通商局輪出保険課長) 佐々木 宏君
- 通商産業事務官(通商局検査課長) 式田 敬君
- 専門員 越田 清七君

三月二十二日

委員多賀谷眞徳君辞任につき、その補欠として岡良一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員佐竹新市君辞任につき、その補欠として堂森芳夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堂森芳夫君辞任につき、その補欠として佐竹新市君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十六日

委員片島港君辞任につき、その補欠として安平鹿一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安平鹿一君辞任につき、その補欠として多賀谷眞徳君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十五日

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(参議院送付)の審査を本委員会に付託された。

三月二十二日

石油資源開発株式会社への国家投資に関する陳情書(新潟県三島郡出雲崎町長小林謙治外二十二名)(第六三二号)

同日

中小企業等組織法制定に関する陳情書(大阪市東区森之宮東之町全日本洋服組合連合会長野田静夫)(第六三三三号)

同日

舞鶴港の日照連絡港指定等に関する陳情書(奈良県議会議長吉川久一)(第六四〇号)

同日

街路灯電気料金引下げに関する陳情書(松山市二番町愛媛県商工会議所連合会頭白方太三郎)(第六九〇号)

中小企業金融対策確立に関する陳情書(松山市二番町愛媛県商工会議所連合会頭白方太三郎)(第六九一七号)

同日

零細企業対策に関する陳情書(松山市二番町愛媛県商工会議所連合会頭白方太三郎)(第六九二二号)

同日

中小企業関係諸法案成立促進に関する陳情書(神戸市兵庫区塚本通三の九兵庫果菜業協同組合連絡協議会長白川一夫外六名)(第六九四号)

同日

中小企業の海外進出及び技術移民促進に関する陳情書(東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第六九五号)

同日

電気料金調整に関する暫定措置継続実施に関する陳情書(松江市殿町島根県庁内島根県電力協議会長山本孝吉)(第六九六号)

同日

市房ダム発電事業の原管認可に関する陳情書(熊本県庁経済部内熊本県農業会議会長藤木英雄)(第六九七号)

同日

鉱害法の一部改正に関する陳情書(山口県議会議長二木謙吾)(第六九八号)

同日

本日の会議に付した案件  
技術士法案について科学技術振興対策特別委員会に連合審査会開会申入れに関する件  
輸出検査法案(内閣提出第二五号)(参議院送付)

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(参議院送付) 輸出入組合に関する件

同日

この際連合審査会開会の件についてお諮りいたします。  
目下科学技術振興対策特別委員会において審査中の技術士法案について、同委員会に連合審査会の開会を申し入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

同日

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

同日

○福田委員長 次に、去る二十日参議院より送付せられ、本委員会に付託せられました内閣提出、輸出検査法案、昨二十五日同じく参議院より送付せられ、本委員会に付託せられました内閣提出、輸出保険法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括議題とし、審査に入ります。

同日

これより両案についてその趣旨の説明を求めるといたしますが、輸出検査法案につきましては、参議院において修正された議案が原案となつて本院に送付せられておりますので、本案の説明聴取に際し、参議院の修正点につきましても、便宜上政府より説明を聴取することにいたします。長谷川政務次官。

同日

輸出検査法案 輸出検査法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 検査(第二条―第十三条)

第三章 指定検査機関(第十四条―第二十九条)

第四章 輸出検査審議会(第三十条―第三十七条)

第五章 雑則(第三十八条―第四十条)

第六章 罰則(第四十一条―第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、輸出品の価値の維持及び向上を図り、もつて輸出入貿易の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二章 検査

(品質に関する基準)

第二条 主務大臣は、品質(包装条件を含む。以下同じ)の維持又は向上を図ることが特に必要である貨物であつて、政令で定める品目に属するもの(以下「指定貨物」という)について、主務省令で、その品質の検査の基準を定めなければならない。

2 主務大臣は、指定貨物の特定の地域における価値を維持するため必要があると認めるときは、主務省令で、その品目及び地域を定め

て、前項の主務省令で定める基準より高い基準を定めることができる。

(検査)

第三条 指定貨物(第十条第一項の主務省令で定める品目に属するものを除く)は、その品質が前条第一項の主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関若しくは主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示(主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附されたもの又は次項に規定する検査を受け、同項に規定する表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

2 前条第二項の主務省令で定める

品目に属する指定貨物(第十条第一項の主務省令で定める品目に属するものを除く)は、その品質が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて前項の主務省令で定める区分に従い政府機関又は同項の規定により主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示(前項の規定により主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後の同項の規定により主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附されたものでなければ、前条第二項の主務省令で定める地域に輸出してはならない。

(材料検査及び製造検査)

第四条 材料の品質の検査を行わなければならない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、政令で定める材料であつて、その品質が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示(主務大臣が指定する材料にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附されたものを材料とするものでなければ、前条の検査を受けることができない。

2 設計の検査及び製造中の検査を

行わなければならない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、その設計及び製造中の品質が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査に合格したものでなければ、同条の検査を受けることができない。

(包装条件の検査)

第五条 包装条件について特別の検査を行わなければならない品質の維持を図ることができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、第三条の検査を受けた後その包装条件が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政

府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

(合格)

第六条 前三条の検査(以下「輸出検査」という)においては、その指定貨物若しくは第四条第一項の政令で定める材料の品質、同条第二項の政令で定める品目に属する指定貨物の設計若しくは製造中の品質又は前条の政令で定める品目に属する指定貨物の包装条件がそれぞれ前三条に掲げる基準に適合しているときは、合格とする。

(合格の表示)

第七条 政府機関又は第三条第一項、第四条若しくは第五条の規定により主務大臣が指定した者(以下「指定検査機関」という)は、主務省令で定める方法により、第三条の検査に合格した指定貨物若しくはその包装、第四条第一項の検査に合格した材料又は第五条の検査に合格した指定貨物の包装に、その検査に合格した旨、その検査をした者の名称その他主務省令で定める事項の表示を附さなければならない。

(等級の表示)

第八条 主務大臣は、品質を識別するため特に必要がある指定貨物について、主務省令で、その品目並びにその品質を識別するための等級及びその基準を定めることができる。

する指定貨物が第三条の検査に合格したときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、前項の主務省令で定める基準による等級の表示を附さなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

3 主務省令で定める品目に属する

指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級の表示をもつて前条に規定する検査に合格した旨の表示とみなす。

(封)

第九条 政府機関又は指定検査機関は、主務省令で定める品目に属する指定貨物又はその包装に第七条の規定により表示を附したときは、主務省令で定める方法により、その包装に封を施さなければならない。

2 前項の主務省令で定める品目に

属する指定貨物であつて、同項の封を施してないものは、輸出してはならない。ただし、政府機関が主務省令で定める方法により同項の封に代るべき封を施したものを輸出するとき、その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

(検査の特例)

第十条 指定貨物のうち、政府機関又は指定検査機関がその品質の検査を行わなければならない品質の維持又は向上を図ることができないと認められる貨物以外の貨物であつて、主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第一項の主務省令で定める基準に適合してい

る旨、その表示を附する者の氏名若しくは名称その他主務省令で定める事項の表示(主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附したものでなければ、輸出してはならない。

2 第二条第二項の主務省令で定め

る品目に属する指定貨物であつて、前項の主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第二項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附する者の氏名又は名称その他主務省令で定める事項の表示(前項の規定により主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後同項の規定により主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附したものでなければ、第二条第二項の主務省令で定める地域を輸出してはならない。

第十一条 前条の規定により指定貨

物に表示を附そうとする者は、その指定貨物の品質がそれぞれ同条に掲げる基準に適合しているときでなければ、その表示を附してはならない。

第十二条 第十条の規定により指定

貨物に表示を附する者は、その指定貨物が第八条第一項の主務省令で定める品目に属するときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、同項の主務省令で定める基準による等級の表示を附さなければならない。

ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 主務省令で定める品目に属する指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級の表示をもつて第十条に規定する基準に適合している旨の表示とみなす。

(適用除外)

第十三条 第三条、第五条、第九条第二項又は第十条の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 その指定貨物の輸出が輸出品の価値を害するおそれがないと認められる場合において、主務大臣が許可したとき。

二 本邦にある外国公館が送付する指定貨物を輸出するとき、その他主務省令で定める場合

第三章 指定検査機関

(指定)

第十四条 第三条第一項、第四条又は第五条の指定は、主務省令で定める区分ごとに、輸出検査を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事由)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定を受けることができない。

一 この法律又は外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)若しくは輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により指定を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち、次の各号の一に該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十四条の規定による命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者

(指定基準)

第十六条 主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 主務省令で定める機械器具その他の設備を用いて輸出検査を行うものであること。

二 主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が輸出検査を実施し、その数が主務大臣が定める数以上であること。

三 輸出検査を行うため主務省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が輸出検査の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 輸出検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の運営が不公正になるおそれがないものであること。

六 輸出検査の運営を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有するものであること。

七 その指定をすることによつて申請に係る指定貨物の輸出検査の能力が著しく過剰とならないこと。

(指定の公示)

第十七条 主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定をしたときは、その指定検査機関の名称、住所、輸出検査の区分及び輸出検査を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

(検査の義務)

第十八条 指定検査機関は、輸出検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、輸出検査を行わなければならない。

2 指定検査機関は、輸出検査を行うときは、第十六条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に輸出検査を実施させなければならない。

(事業所の変更)

第十九条 指定検査機関は、輸出検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(業務規程)

第二十条 指定検査機関は、輸出検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が輸出検査の公正な運営上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十一条 指定検査機関は、主務大臣の認可を受けなければ、輸出検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(事業計画等)

第二十二条 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十三条 指定検査機関の役員を選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 指定検査機関は、輸出検査を実施する者(以下「輸出検査員」という。)を選任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

ばならない。これを解任したときも、同様とする。

(解任命令)

第二十四条 主務大臣は、指定検査機関の役員又は輸出検査員がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は輸出検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(輸出検査員の登録)

第二十五条 主務省に輸出検査員登録簿を備え、輸出検査員に関する事項を登録する。

2 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、主務省令で定める。

(罰則の適用)

第二十六条 輸出検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第二十七条 主務大臣は、指定検査機関が第十六条第一号から第六号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消等)

第二十八条 主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項、第四条若しくは第五条の指定を取り消し、又は期間を定めて輸出検査の業務の

全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第二十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで輸出検査を行つたとき。

三 第二十条第三項、第二十四条又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は輸出検査の業務の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならぬ。

(帳簿の記載)

第二十九条 指定検査機関は、帳簿を備え、輸出検査に關し主務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

第四章 輸出検査審議会

(設置)

第三十条 通商産業省に、輸出検査審議会を置く。

(権限)

第三十一条 輸出検査審議会(以下「審議会」という)は、関係各大臣の諮問に應じ、輸出検査に關する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三十二条 審議会は、委員六十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第三十三条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び輸出検査

に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第三十四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第三十五条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第三十六条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができ。

(省令への委任)

第三十七条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 雜則

(審議会への諮問)

第三十八条 主務大臣は、第二条第一項、第四条若しくは第五条の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二条若しくは第八条第一項の主務省令、第四条若しくは第五条の基準を定める主務省令若しくは第十条第一項の品目を定める主務省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

ない。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出検査を受ける者、第十条の規定により表示を附する者又は輸業者に対し、その指定貨物の品目、数量、仕向地、所在の場所若しくは輸出の時期又は輸出検査若しくは同条の規定による表示に關し、報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)  
第四十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、輸出検査を受ける者、第十条の規定により表示を附する者若しくは指定貨物の輸業者の事務所、事業所若しくは倉庫又はこれらの者の所有する指定貨物の保管の場所に立ち入り、指定貨物、第四条第一項の政令で定める材料、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員は、指定検査機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(表示の除去等)  
第四十一条 主務大臣は、前条第一項又は第二項の規定によりその職員に指定貨物又は第四条第一項の政令で定める材料を検査させた場合において、その指定貨物又は材料が次の各号の一に該當するときは、その表示を除去し、又はこれに消印を附することができる。

一 その指定貨物若しくは包装又は材料にこの法律の規定に違反して表示が附されているとき。  
二 前号の場合のほか、第七条、第八条第二項、第十条又は第十二条第一項の規定により表示が附されている場合において、その指定貨物又は材料の品質がそれぞれ第二条、第四条第一項、第五条又は第八条第一項の主務省令で定める基準に適合してないとき。

三 第三条第一項若しくは第十条第一項の規定により主務大臣が指定する貨物若しくはその包装又は第四条第一項の規定により主務大臣が指定する材料に第七条又は第十条の規定により表示が附されている場合において、その表示の日の後それぞれ第三条第一項、第四条第一項又は第十条第一項の規定により主務大臣が定める期間を経過しているとき。

(聴聞)  
第四十二条 主務大臣は、第二十四条又は第二十八条第一項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る指定検査機関に對し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べべる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第四十三条 この法律の規定による行政庁又は指定検査機関の処分に対し不服のある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に異議の申立をすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

第四十四条 主務大臣は、異議の申立を受理したときは、第四十二条の例により公開による聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(手数料)

第四十五条 輸出検査を受けようとする者は、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の政令で定める手数料の額(一)の指定貨物について二以上の輸出検査を要する場合においては、その二以上の検査の手数料の額

の合計額)は、指定貨物の輸出価格の百分の一をこえてはならない。  
(この法律の適用)

第四十六條 次の各号に掲げる機関に納入する指定貨物のうち、輸出品の価値を維持するためその品質を規律する必要があると認められるものであつて、政令で定める品目に属するもののその機関に対する納入は、輸出とみなして、この法律の規定を適用する。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴い設置された海軍販売所若しくはピー・エックス又はこれらが販売する貨物を調達するアメリカ合衆国軍隊の機関

二 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い設置された機関であつて、前号の機関に準ずるもの又はこれらが販売する貨物を調達する国際連合の軍隊の機関

第六章 罰則

第四十七條 第三條、第五條、第九條第二項又は第十條の規定に違反して指定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。  
第四十八條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條の規定に違反して表示を附した者

二 第十二條第一項の規定に違反して、同項の規定による等級の

表示を附さなかつた者

第四十九條 第二十八條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した場合は、その行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十條 次の各号の一に当該する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十條第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十一條 次の各号の一に掲げる違反があつた場合は、その行為をした指定検査機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第二十九條の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第三十九條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七條、第四十八條又は第五十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で

政令で定める日から施行する。ただし、第四章及び第三十八條並びに附則第十一條の規定は、公布の日から施行する。

(輸出品取締法の廃止)

第二條 輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第三條 この法律(以下「新法」という。)の施行の際現に旧法第四條第一項の規定により指定されている品目(同條第二項の規定により指定されているものを除く。)に属する指定貨物であつて、新法の施行前に政府機関又は旧法第七條の二第一項の登録を受けた者が同項の規定による表示を附したものは、新法の施行の日から起算して三月間は、新法第三條第一項の規定にかかわらず、輸出することを妨げない。

第四條 新法の施行の際現に旧法第七條の二第一項又は第二項の登録を受けている者は、新法の施行の日から起算して一月間は、それぞれ新法第三條第一項又は第五條の規定を受けた者とみなす。その者がその期間内に新法第三條第一項又は第五條の指定の申請をした場合においては、その申請について指定又は指定の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新法第三條第一項又は第五條の指定を受けた者とみなされた者が新法の施行前に旧法第七條の七第四項の規定により認可を受けた表示の業務に関する規程は、新法第二十條第一項の

認可を受けた業務規程とみなす。

3 第一項の規定により新法第三條第一項又は第五條の指定を受けた者とみなされた者の新法の施行の日に属する事業年度の事業計画及び収支予算については、新法第二十二條第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第五條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六條 前三條に定めるもののほか、新法の施行に関し必要な経過的措置は、政令で定める。

(大藏省設置法の一部改正)

第七條 大藏省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一号中「輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)」を「輸出検査法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第八條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十三号を次のように改める。

三十三 輸出検査法(昭和三十三年法律第 号)の定めるところにより、所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定

し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第二十四條第一項第二号中「輸出品取締法」を「輸出検査法」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第九條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第十九号を次のように改める。

十九 所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第八條第一項第二十一号を次のように改める。

二十一 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十二号を次のように改める。

二十二 輸出検査の基準を定め、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第十一條 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

輸出品の等級、標準及び包装その他輸出品に関する重要事項を調査すること。  
輸出品の等級、標準及び包装その他輸出品に関する重要事項を調査すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の六を次のように改める。

十四の六 所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第二十四条第一項第五号の三を次のように改める。

五の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

第二十七条第一項第十四号の三を次のように改める。

十四の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

第二十八条第一項第十三号の三を次のように改める。

十三の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

(農林物資規格法の一部改正)

第十三条 農林物資規格法(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条ただし書を次のように改める。

但し、輸出検査法(昭和三十三年法律第二号)第二条又は第八条第一項の省令で定める基準によつて格付を行う場合は、この限りでない。

輸出検査法案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十三年三月二十日  
参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 谷 壽夫  
(参議院送付案中同院修正に係る条  
文を掲ぐ。小字及び一は修正)

第三条 指定貨物(第十条第一項の主務省令で定める品目に属するものを除く)は、その品質が前条第一項の主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関若しくは主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示(主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附されたもの又は次項に規定する検査を受け、同項に規定する表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

2 前条第二項の主務省令で定める品目に属する指定貨物(第十条第一項の主務省令で定める品目に属するものを除く)は、その品質が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて前項の主務省令で定める区分に従い政府機関又は同項の規定により主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示(前項の規定により主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の

の後同項の規定により主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附されたものでなければ、前条第二項の主務省令で定める地域に輸出してはならない。

(材料検査及び製造検査)  
第四条 材料の品質の検査を行わなければならない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、政令で定める材料であつて、その品質が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示(主務大臣が指定する材料にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附されたものを材料とするものでなければ、前条の検査を受けることができない。

2 設計の検査及び製造中の検査を行わなければならない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、その設計及び製造中の品質が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格したものでなければ、同条の検査を受けることができない。

(包装条件の検査)  
第五条 包装条件について特別の検査を行わなければならない品質の維持を図ることができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、第三条の検査を受けた後その包装条件が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

第八条 主務大臣は、品質を識別するため特に必要がある指定貨物について、主務省令で、その品目並びにその品質を識別するための等級及びその基準を定めることができる。

2 政府機関又は指定検査機関は、前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物が第三条の検査に合格したときは、○その指定貨物について、主務省令で定める方法により、前項の表示を附するときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、前項の表示を附する基準による等級の表示を附さなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

3 主務省令で定める品目に属する指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級の表示をもつて前条に規定する検査に合格した旨の表示とみなす。

(指定基準)  
第十六条 主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定の中

請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 主務省令で定める機械器具その他の設備を用いて輸出検査を行うものであること。  
二 主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が輸出検査を実施し、その数が主務大臣が定める数以上であること。  
三 輸出検査を行うため主務省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。  
四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員が輸出検査の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。  
五 輸出検査の業務以外の業務を行つていないこと。  
六 輸出検査の運営を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有するものであること。  
七 その指定をすることによつて申請に係る指定貨物の輸出検査の能力が著しく過剰とならないこと。

(役員等の選任及び解任)  
第二十三条 指定検査機関の役員又は輸出検査を執行する者(以下「検査員」といふ)は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2

指定検査機関は、輸出検査を実施する者(以下「輸出検査員」といふ)を選任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。これを解任したときも、同様とする。

(表示の除去等)

第四十一条 主務大臣は、前条第一項又は第二項の規定によりその職員に指定貨物又は第四條第一項の政令で定める材料を検査させた場合において、その指定貨物又は材料が次の各号の一に該当するときは、その表示を除去し、又はこれに消印を附することができる。

一 その指定貨物若しくは包装又は材料にこの法律の規定に違反して表示が附されているとき。

二 前号の場合のほか、第七條第八條第二項、第十條又は第十二條第一項の規定により表示が附されている場合において、その指定貨物又は材料の品質がそれぞれ第二條、第四條第一項、第五條又は第八條第一項の主務省令で定める基準に適合していないとき。

三 第三條第一項若しくは第十條第一項の規定により主務大臣が指定する貨物若しくはその包装又は第四條第一項の規定により主務大臣が指定する材料に第七條又は第十條の規定により表示が附されている場合において、その表示の日の後それぞれ第三條第一項、第四條第一項又は第十條第一項の規定により主務大臣が定める期間を経過しているとき。

(輸出停止命令)

第四十二条 主務大臣は、第三條、第五條、第九條第二項又は第十條の規定に違反してなした指定貨物の輸出が輸出品の価値を著しく害するものと認めるときは、その指定貨物を輸出した者に対し、一年以内の期間を限り、指定貨物の品目を定め、その輸出の停止を命ずることができる。

(聴聞)

第四十二条 主務大臣は、第二十四條又は第二十八條第一項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る指定検査機関に対し、○また、前条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る指定貨物を輸出した者に對し、その処分による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第四十三条 この法律の規定による行政庁又は指定検査機関の処分に対し不服のある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に異議の申立をすることが出来る。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

2 主務大臣は、異議の申立を受理したときは、前条の例により公開による期間を行つた後、文書をもつて決定をし、その字を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第四十四条 主務大臣は、異議の申立を受理したときは、第四十二条の例により公開による聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その字を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第四十七条 第三條、第五條、第九條第二項又は第十條の規定に違反して指定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

輸出保険法の一部を改正する法律案 輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 海外投資保険(第十四條の二、第十四條の五)」を「第五章の三 海外投資元本保険(第十四條の二、第十四條の五)」に改める。

第一条の三中「及び海外投資保険」を「海外投資元本保険及び海外投資利益保険」に改める。

第一条の七第七号中「海外投資保険」を「海外投資元本保険」に改め、同条に次の一号を加える。

八 一 会計年度内に引き受ける海外投資利益保険の保険金額の総額 第五章の二の章名を次のように改める。

第十四條の二中「海外投資保険」を「海外投資元本保険」に改め、同条第二項第一号中「準ずる者」の下に「以下「外国政府等」といふ」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 当該外国法人が戦争、革命、内乱、暴動若しくは騒乱により損害を受け、又は設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であつて事業の遂行上特に重要なもの(以下「権利等」といふ)を外国政府等によつて侵害されたことにより損害を受けて解散したこと。

第十四條の二第二項第三号中「又は内乱」を、内乱、暴動若しくは騒乱により損害を受け、又は権利等を外国政府等によつて侵害されたこととに改め、同条に次の一項を加える。

3 海外投資元本保険の保険期間は、十年以上において政令で定める期間をこえてはならない。

第十四條の三第一項中「海外投資保険」を海外投資元本保険に、「百分の六十」を百分の七十五に改め、同項第一号中「配当として取得した金額」及び「配当として取得すべき金額」を「配当金」に改め、「多い金額」の下に「の半額」を加え、同条第二項第一号中「発生前に当該株式等に対する配当として取得した金額」を「発生前の当該株式等に対する配当金」に、「配当として取得すべき金額」を「配当金」として取得すべき金額を「配当金」に改め、「多い金額」の下に「の半額」を加え、同条に次の一項を加える。

3 政府は、前二項の規定にかかわらず、前条第二項各号の一に該当する理由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額のうち左の各号の一に該当する事由により本邦に送金することができない金額(当該事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能額」といふ)が生じたときは、前二項の規定により算定した政府がてん補すべき額のほか、その額と第一項第二号又は前項第三号に規定する金額から送金不能額を控除した残額をそれぞれ第一項第二号又は前項第三号に規定する金額とみなして前二項の規定を適用して算定した政府がてん補すべき額との差額をてん補しなければならない。

一 外国政府等による没収

二 外国政府等による管理(政令で定める期間以上の期間継続して行われたものに限る。)

三 前二号に準ずる事由であつて、政令で定めるもの

第五章の二の次に次の一章を加える。

第三章 海外投資利益保険 (保険契約)

第十四條の六 政府は、海外投資利益保険を引き受けることができる。

2 海外投資利益保険は、国際収支の改善に著しく寄与すると認められる海外投資を行つた者が保険契約で定める期間内における株式等に対する配当金を左の各号の一に該当する事由によつて政令で定める期間以上の期間本邦に送金する

ことができなかつたことにより受ける損失をてん補する輸出保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止  
二 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶  
三 外国政府等による当該配当金の管理  
四 当該配当金の送金の許可の取消又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかつたこと。

五 前四号の事由の発生後における外国政府等による配当金の没収  
3 前項の保険契約で定める期間は、十年以上において政令で定める期間をこえてはならない。  
(保険金)

第十四条の七 海外投資利益保険において政府がてん補すべき額は、前条第二項に規定する配当金のうち同項各号の一に該当する事由により同項の政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつた金額(以下「事故配当金」という。)から、左の各号に掲げる金額を控除した残額に、百分の七十五の配当内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。  
一 当該事由の発生により支出を要しなかつた金額  
二 当該事故配当金をもつて支出した金額  
三 当該外国法人が前条第二項の政令で定める期間内に発行した株式の取得又はこれに準ずる海

外投資であつて政令で定めるもののため当該事故配当金をもつて支出し得べきであつた金額  
四 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額  
(回収)  
第十四条の八 保険金の支払を受けた者は、事故配当金の回収に努めなければならない。  
(回収金の納付)  
第十四条の九 保険金の支払を受けた者は、その支払の請求をした後回収した金額に支払を受けた保険金の額の第十四条の七に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。  
附 則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前に政府が引き受けた海外投資保険については、なお従前の例による。ただし、改正後の第十四条の二及び第十四条の三の規定の適用については、この限りでない。  
3 政府は、改正後の第一条の七第七号及び第八号の規定にかかわらず、昭和三十三年年度に限り、海外投資元本保険の保険金額の総額及び海外投資利益保険の保険金額の総額の合計額が海外投資保険の保険金額の総額として国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、海外投資元本保険又は海外投資利益保険の保険契約を締結することを妨げない。

○長谷川政府委員 たいま提出された輸出検査法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、昨年のわが国の輸出入貿易は、前年に比較し二四%強の増加を見たのであります。今後予想されます深刻な国際競争に耐え、この好調を継続して参りますには、今後ますます企業の合理化を促進し、生産性の向上をはかりますとともに、他面輸出検査を強化し、わが国輸出品の価値の維持並びに向上をはかることが緊要であります。

さて現行の輸出品取締法は、昭和二十三年に輸出品の価値の向上と品質の改善をはかることを目的として制定されたものでありまして、その後数度の改正が行われ、輸出品の検査制度も逐次強化されて参りましたが、何分にも現行制度は、輸出品の製造業者または輸出業者の自家表示を建前としており、政府といたしましては、単に品目の指定と品質の標準または包装条件並びにその表示様式を定めるのみでありまして、特にその表示をするのに特別の機械器具または知識経験を要するものについては、例外として政府機関または政府が登録をした者の表示を強制しているにすぎないのであります。

このような検査制度では、粗悪品の輸出を完全に防止することは困難であり、最近における輸出検査の状況を見ましても、その弊害が必ずしも少くない実情でありますので、この際一そう能率的、かつ合理的な検査制度を実施することによつて輸出品の質的競争力を強化するため、本法律案を提出する次第であります。

次に、その概要を御説明いたします。

す。まず第一は、自家表示を建前とする現行制度を改めまして、政令で指定する貨物につきましては、原則として政府機関または政府が指定する検査機関の行う輸出検査に合格したものでなければ輸出できないこととしたことであります。

第二は、輸出検査を的確に行うために必要がある品目につきましては、その材料または製造中の検査を行い得ることとしたことであります。

第三は、検査機関につきまして、その業務の公共的性格にかんがみ、公益法人であつて、全国一円の規模の下に十分な検査設備と検査員並びに事業所を有し、公正な検査活動を行い得る者を、申請により、指定することとしたことであります。

第四は、指定検査機関の監督につきまして、その業務規程、役員を選任、解任を認可とするほか、事業計画、収支予算を事前に政府において検討し、役員及び検査員が不公正な検査を行つた場合には、聴聞の上、解任すべきことを命ずる等、公益上の観点から十分な監督を行い得ることとしたことであります。

第五は、検査の特例を設けまして、指定貨物のうち、政府機関等による検査を行うことが不適当と認められるものにつきましては、自家表示を存置したことであります。

以上が輸出検査法案の概要であります。何とぞ輸出貿易振興の見地から、本法律案を慎重御審議の上御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

なお、政府の提案の理由は以上の通りであります。参議院におきまして

若干の修正を見ましたので、その内容については便宜、通商局長から御説明をいたさせます。

次に、輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

世界各国の貿易競争が激しくなるに従い、輸出市場の拡大並びに重要な輸入原材料の確保のためには、海外投資が必要であることは申すまでもありません。政府はこの趨勢にかんがみ、海外投資を促進するため昨年輸出保険法の一部を改正いたしました。海外投資保険制度を新設したのであります。最近におきまして中南米、東南アジア等に対して盛んになりつつある海外投資の実情並びにこれら投資者の要望を検討いたしました結果、海外投資に伴う危険を担保する範囲を拡大し、さらに填補率、保険料率に所要の改善を加えるとともに、あわせて投資者が海外においてあげた利益を本邦に送金できないことによる損失をカバーする保険、すなわち海外投資利益保険を新設することが必要であると認められましたので、この方針に従ひまして現行の輸出保険法に所要の改正を加えることとしたのであります。本改正法律案を提案したのであります。

次に、改正法律案の概要を御説明申し上げます。改正点の第一は、海外投資保険の改正であります。まず、現在の海外投資保険の名称を海外投資元本保険と改めたのであります。これは、さきにも御説明いたしました通り、このたび海外投資利益保険を創設いたしますので、これと区別いたしますため、このように改めるわけでありま

す。

す。

す。

す。



次に、担保危険の範囲の改善及び拡大につきまして御説明いたしますと、現行法におきましては、被投資法人が戦争、革命、内乱のような非常事態によって解散いたしました場合、投資者が株式を処分するかまたは被投資法人の清算が終了したときに初めて保険金を支払うようになっておりますが、これでは保険者、被保険者ともどもに不利益をこうむることになりますので、被投資法人が解散をしたときに保険金の支払いができるように改正をいたしました。

次は現行法におきましては、戦争、革命または内乱によって被投資法人が解散するか、事業を休止した場合に、その損失に対して保険金を支払うことになっておりますが、今回の改正におきましては、戦争、革命、内乱のほか、暴動または騒乱のように、これに準ずる事態をも加えるとともに、さらに設備や鉱業権、漁業権のように事業遂行上重要な権利を侵害される場合を加えることとしたのであります。

次に、保険金の算定の方法につきまして、被保険者の有利となるよう若干の改正、たとえて申しますと、取用補償金をもらった後この補償金を凍結されるような場合、これを損失金に算入する等の改正を加えております。また、填補率は、現行において六〇％でありましたが、七五％に改めることといたしました。なお、保険料率は政令で定められておりますが、現行の一年につき一・五％を一・二五％に引き下げる予定であります。

改正点の第二は、海外投資利益保険の創設であります。この保険は、為替取引の制限または禁止、為替取引の途

絶、配当金の管理、配当金の送金保証の不履行、配当金の没収というような事由によりまして、投資者が株式等の配当金を一定期間本邦に送金することができなかつたことにより受ける損失を填補する保険制度であります。この保険におきまして、填補率は七五％、保険料率は一・二五％と定めております。

以上が今回の改正の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決下さらんことをお願い申し上げます。

○松尾(泰)政府委員 いずれ参議院の代表の方から詳細御説明があるかと思いますが、輸出検査法案に対しまして参議院の修正の要点を便宜説明させていただきます。

お手元に輸出検査法案に対する修正の要点というのを配りいたしておりますので、それをごらん願ひながらお聞き取りいただきたいと思ひます。

まず第一点は、品質検査、材料検査等に当り、その検査基準のみでなく、その検査方法をも主務省令で具体的に定めるものとすること。政府原案におきましては、輸出検査基準を定めまして、その検査基準に合格をしたものでなければ輸出することができないという格好になっておるのでありますが、この輸出検査基準だけではなくて、その検査する方法、たとえば全品検査をするとか、あるいは抜き取り検査をするとか、あるいはまたどういふふうな抜き取り検査の方法をやるのかという検査方法が重要であるので、その検査方法をも主務省令で、検査基準とあわせて、具体的に定めるようにしろ、こ

ういう点でございます。現在は検査方

法は、国の検査機関におきましては、検査機関の長が主務大臣に届出をすることになっておりますし、また民間の登録検査機関におきましては、業務方法の一つとして、検査原則をきめておいて、その原則を主務大臣の認可を受けることになっておるのであります。従ひまして、現在におきましても一応この検査方法は、国の検査におきましても、民間の登録検査におきましても、いずれもはっきり明定をしておりますが、ただ主務省令で定めるところの手続をとっていないわけでありまして、それを今回は主務省令ではっきりと規定をしろ、こういうのが第一点であります。

第二、「指定検査機関の輸出検査員の選任及び解任は主務大臣の認可を受けなければその効力を生じないものとする」と政府原案におきましては、輸出検査員の選任及び解任は、主務大臣への届出ということになっておるのであります。なお、この指定検査機関の役員を選任及び解任につきましては、主務大臣の認可制というふうになっておるのであります。検査の公正な実施を確保するという建前から、輸出検査員の身分の安定、保障のために、検査員の選任、解任をも主務大臣の認可制にかかわらせる方がよくはないかという趣旨で、第二の項がつけ加えられたのであります。

第三は、「この法律の規定に違反して指定貨物を輸出した者に対し、主務大臣が制裁措置として公關による職聞をした後、輸出停止の命令をすることが出来るものとし、併せてこの命令違反に対する罰則(三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金)を設けるものと

すること。政府原案におきましては、この法律の規定に違反して指定貨物を輸出した者に対しては、罰則とい

たしまして、三年以下の懲役または三十万円以下の罰金を課することになっておるのであります。そのほかに、ここに書かれておりますように、主務大臣が公關による職聞をした後に、法律の規定に違反した指定貨物を輸出した者に対しては、一年以内を限って輸出停止の命令をすることができるといふ、いわゆる行政罰を、刑事罰とあわせて課する方が、なお法の施行の適正を期するゆえんではないかという趣旨で、この項がつけ加えられたのであります。

簡単にございますが、参議院における輸出検査法案に対する修正点の要点は以上の通りであります。

○福田委員長 以上両案に対する質疑は後日に行うことにいたします。

○福田委員長 この際輸出入組合に対する問題について調査を進めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて輸出入組合に関する問題について調査を進めます。質疑に入りま

す。通告がありますのでこれを許します。松平忠久君。

○松平委員 たい日本日本の輸出入関係についてこれを増強するための二つの法案が提案されておりますが、輸出入の増強についてはこのほかいろいろの措置があると思つております。政府において考えられておるものの中に輸出入銀行のクレジットの設定ということがあつて、ただいま通産当局と大

蔵当局との間に若干意見の相違があるというふうなことを聞いておるわけでありませう。まずこの点について、今どういふ工合になつて、法案の提出等がどういふ見込みになつておるかということ、ちょっとお聞きしたいと思つておるわけでありませう。

○松尾(泰)政府委員 あるいは大蔵事務当局の方の説明が適切かと思ひますが、私どもの承知している範囲で申し上げますと、輸出入銀行法の改正におきましては、かねてから通産省におきましても研究をいたしておりまして、大蔵省とも連絡協議を重ねて参つておるのであります。その改正の方向は、最近の諸外国に対する経済協力を活発にするという趣旨からいたしまして、いわゆる海外投資の道を拡大する人に対しての融資をする道をできるだけ拡大をし、またいろいろの条件を緩和するという方向で、研究をして参つたわけでありませう。おおむね両省の意見は一致しておるのであります。一、二の点におきましてまだ最終的な意見の調整ができませんために、国会提出がおくれているということに承知をしておるのであります。

○松平委員 私はやはり東南アジア方面に対する積極的な輸出入を展開していくというためには、何としても、輸出入銀行もそうでありませうし、それからいわゆる岸さんが言つておられるところの国連を通ずるという方法もありませうが、いろいろの方法をもつてクレジットを設定するような方向にいかなくちやならぬと思つておるわけでありませう。従つてこれは通産省は相当強い態度を持って政府部内においてまとめていか

なければならぬ、推進していかなければならぬというふうに考えておられますので、その点は特に要望を申し上げておきます。それからもう一つは、新聞等で最近いふいろいろな出ておりますのは、いわゆる輸出入取引法の改正案をお出しになるといふことでありまして、これを近くお出しになるような資料を私どももいただいておりますが、これは大体いつごろ国会提出の運びになりますか。その見込みを一つお聞かせ願いたい。

○松尾(泰)政府委員 輸出入取引法の改正につきましては、目下鋭意作業を進めておるのでありますが、何分いろいろ連絡する個所も多うございまして、法理論としてもいろいろ問題点がございまして、非常に時間がかかったのでありますが、大体調整ができたと思っております。従いましてわれわれ事務局の者といましては、四月上旬、少くとも十日前ぐらいには提出ができるのではないかとこのように考えております。

○松平委員 この法案に関して、今から二週間くらい前でありましたか、日本経済にもかなりアウトラインのようなものが出ておりましたし、その他の新聞にも二、三見かけたのであります。それに基いていふん業者の方から反対の意見が、やはり新聞に散見しておるのであります。この法案を見なければわかりませんが、一部伝えられておるところによりまして、今回のこの輸出入法の改正というものは、相当官僚制的な色彩が濃厚である、こういうことについて非常に不満を各界に与えておるように思われます。つまり今までのカルテルをもっと非常に強化

して、通産省が権限を拡大していく、こういう点に相当反論、反撃があるのではなからうか、こういうふうに思うのですが、それらの点はどの程度今までもより強固にするという御意向なんですか。

○松尾(泰)政府委員 今考えております輸出入取引法の改正の要点は三つあるわけですが、一つは輸出組合の強化、第二は輸入業者または輸入組合のいわゆるカルテル的な協定を締結し得る場合の範囲を拡大すること、それから第三点は、輸出品のメーカーと輸出業者との間に、現在も十ぐらい存在いたしますが、これらのいわゆる輸出品買取取会社に対する監督規定の強化、あわせて独禁法の適用除外にいたさうという点であります。今申しました第一、第二、第三の点につきましては、あまり問題はございませんが、第一の輸出組合の強化の方法については若干民間で異論があるわけでありまして、それはいま御説明を申し上げますが、別段官僚制を強化するということではないのであります。現在の輸出組合というものがいわゆる任意設立であり、輸出組合におきましては、三十人以上のメンバーをもって設立できるとありまして、ところがかねてから輸出組合をもっと強化して輸出取引秩序の確立をいたすためには、アウトサイダーの規制権を輸出組合に与えるべきであるという議論が、この輸出入取引法の制定せられて以来、非常に強かつたのであります。それに即応しまして若干の改正ができてきたわけではございますが、なかなかこの輸出組合に組合員でない者のアウトサイダーの規

制権を与えるということが法理論としては非常にむずかしいということだったのであります。そこでしからば輸出組合の性格をいさ少しく公的な性格のものに切りかえることによつて、アウトサイダーの規制権を輸出組合に与えられないかというふうなことで、一時は甲、乙二種類の輸出組合を作りまして、乙類の輸出組合というのは現在の任意設立の輸出組合であり、甲類の輸出組合といふものは、いわゆる資格者の二分の一以上の組合員を擁し、また当該商品の輸出額の三分の二ないし四分の三以上をその組合員が持つていような場合の組合を甲組合とし、その甲組合にアウトサイダーの規制権を与えてはどうかというふうな議論をしておたのであります。そういうふうな甲乙の二種類に分けますと、現在の組合でなかなか甲組合になり得ない組合があり、しつてはそれらの組合が小さな組合に分裂をしていくというふうな心配もございまして、今先生御指摘のような反対があつたのであります。そこで確かにそういう議論も一理はございまして、現在の方向といたしましては、輸出組合の種類を甲乙というふうに分けませんで、現状のままにしておきまして、一定の資格要件を備える輸出組合、たとえば資格者の二分の一以上が組合員となつており、あるいは輸出総額の三分の二以上いわゆる相当額の輸出実績を組合員が持つておるといふふうな組合に對しましては、主務大臣の事務の一部を取り扱わせるというふうな方向で、輸出組合の強化をはかつていってはどうだろうかというふうなラインで研究をしていく、今のところ事務局といたし

ましては、大体そういうふうな方向でまとめたいというふうな方向で考えておられます。決して官僚制を強化するといふふうな趣旨で改正を意図しているのではないのであります。

○松平委員 その甲乙というふうに分けることはやめて、実質的には分けるような工合にして今やられていて、こういうわけでありまして、これはいづれ法案が出てきてから詳しいことは御説明もあり、また質疑もしたいと思つたのであります。先ほど局長の述べられた第三点に關しまして、いわゆる買取取組合を指定するといふことは、それは特定な場合においては特定のメーカーに輸出品を出させることに、もしくはそこから買わせるように命令をする、こういうわけでありまして、それは通産大臣が命令することになりますか、またどういふ条件のときにそういう買取取組合を指定する、もしくは買取るべき物資を指定するつもりであるか、それをちよつとここで聞きたいのであります。

○松尾(泰)政府委員 いずれ改正法案を御審議願う際に詳細御説明申し上げますと思つておりますが、現在すでにいふゆるる輸出品買取取会社といふものが十ばかりあるのであります。ところがこれが実質的には独占形態でございまして、独禁法の除外ということに実はなつていないわけでありまして、率直に言つて、公正取引委員会との話し合ひで必要性を認められてやましく言わないうふうな格好になつておる、いわゆる法律上は非常に問題があるような形態になつておるのであります。それをいさきりと合法化しよう、こういうのがまず第一のねらいであります。そこで従

来の輸出入取引法の趣旨から申しますと、輸出秩序確立の方法として、まず輸出業者のカルテル協定を認めておられます。あるいは輸出価格、輸出数量の協定等も言つておるのであります。商品によりまして輸出業者だけがいわゆる税関線におきまして価格をきめて、一致した行動をとらうと思つても、多数のメーカーがおられる、それに多数の輸出業者が組み合はるるということになりまして、輸出組合の協定によりましては、なかなか十分な効果が出て参らぬ。実際は協定を作りまして、リベートとかあるいはキック・バックとかいふ方法で、海外のバイヤーに對しましては一切協定なきがごときような弊害が出ておる面が多々あるわけでございます。そこでそういうふうな輸出組合の価格または数量協定によりまして効果が上らないといふような場合には、輸出業者とメーカーとの関係をいさば遮断する意味におきまして、中間に買取取会社を作つて、メーカーは全部その買取取会社に売り、輸出業者は買取取会社からいふゆる買取取会社の建値で買つて輸出するということにする方がより効果的であらうといふふうな趣旨で、買取取組合をはつきりそういう必要のある場合に指定しようといふわけでございます。これも業界がそういうことを認識されて会社を作られるということになつてきまさんと、やぶから棒に政府が機関を指定するといふことはできませんので、いさば業界の盛り上る一致した意思でもつていろいろそういう輸出組合の協定もできるし、メーカーといふいろいろな話し合ひもできるが、それでも効果の薄い場合に、両者で一つ中に単

一、あるいは輸出総額の三分の二以上いわゆる相当額の輸出実績を組合員が持つておるといふふうな組合に對しましては、主務大臣の事務の一部を取り扱わせるというふうな方向で、輸出組合の強化をはかつていってはどうだろうかというふうなラインで研究をしていく、今のところ事務局といたし



いくような傾向が助長されるおそれもある。法案の作成に当っては特にそれらの点について注意をして、いろいろな業者の意見を聞いて、摩擦のないようなものにしていただきたいことを要望いたしました。私の質問を終ります。

○福田委員 加藤清二君。

○加藤清委員 ただいま上程になっております輸出検査法の一部改正、これについて時間のあるだけ二、三御質問をしてみたいと存じます。

本法案の趣旨であるところの、わが国輸出品の価値の維持並びに向上をはかるというところは、私もこれは全面的に賛成でございます。ところが声価の維持向上でなくして、逆にぬれぎぬを着せられているという面が過去においては何となくございました。この際この検査法案の趣旨が最もよく發揮されるためには、検査を厳重にするのみならず、ぬれぎぬを着せられるような原因の除去等についても御考慮を払っていただくと存じます。その点について政府側の具体的な方法について承りたいと思っております。具体的には、日本の毛製品が海外に輸出されますと、とかくその意匠が英国のイミテーションであるというわけで英国から抗議が参ります。その抗議はやがて国際間のいろいろな問題に悪影響を及ぼしておるようでございます。ところがこれは、作る側や意匠センターの関係を調査いたしてみますと、何もメーカー側が作爲的にその意匠を盗んだというふうな例はまずまずないのではありません。なぜそれではそのようなイミテーションと思われるような品物がで

きたかと申しますと、これはバイヤーがこういう柄を作ってくれという指定をしてるのでございます。そのバイヤーが英国系であったりその他、その他であったりするわけでございまして、決して日本の商社が指定をして向うから指定された柄を作らないことには、それこそそこで立ちどころにクレームになりますので、その柄が英国のものであるのかあるいはアメリカの特許のものであるのか、そんなことは知らずに、言われるままに作るわけなんです。それが海外に行つてから、やれイミテーションだ、クレームだ、こういうことになり、あたかもメーカーが意匠を盗んだかのごとき印象を世間に与えます。まことにこの遺憾なことでございまして、このことはやがて輸出の際にメーカー側がおかになびつくりでしなければならぬ、こういうことに相なつておるわけでございまして。この点について政府当局としてはどのような具体策、どのような御指導をおそばされていらつしやいますか、ぜひ一つ業界のため将来輸出を振興する上においても承りたいのであります。

○松尾(泰)政府委員 確かに意匠の模倣あるいはクレームの原因が日本の業者の過失ではなしに、先方のバイヤーからの注文によつて起る場合がかなりあることは先生御指摘の通りでございます。ところがこれは一がいにバイヤーの指定してきたものだから日本側のメーカー、輸出業者の責任はないんだとも言い切れないわけでありまして、問題が起つたときには、やはりオリジンの国である日本がメンションを

されてとかくの批判を受けるのであります。そこで従来そのおそれのあるような商品については、たとえば綿織物あるいは陶磁器等について一番イギリスからそういうふうな苦情が多かつたので、そういうものについては、先生も御存じのように、それぞれ意匠センターとかデザイン・センターを業界でお作りになりました。そういう事件の起らないように努力をされておるのであります。その他の商品についても、われわれとしましては、できるだけそういうふうな意匠センターないしデザイン・センターのようなセンターができて、業界で処置ができることを希望しておるのであります。具体的なときには、通産省としてはそういうふうな商品については、それが外国品のコピーングではないのだというふうな念書を見て輸出をしていただくという指導をしておるのであります。率直に申します、このデザインのコピー防止対策というものは非常にむずかしい問題ではあります。また日本品の価値を傷つけることも非常に大きいわけでありまして、輸出に心がける輸出業者もメーカーも細心の努力をいたさなければならぬ問題かと思つております。それがためにあまりびくびくして活動がこそくなるというところでも困ります。実際問題としてこれは日本の評判を傷つけることが非常に大きいこともまた事実であります。その原因が先生御指摘のように、バイヤーの指図による場合も非常に多いのであります。問題が起ると、結局日本側の責任ということになります。関係業

界も従来いろいろと努力をされておるのであります。なおわれわれもできるだけそういう問題が起らないように努力して参りたいと思つております。

○加藤清委員 ただいまの答弁で大体満足ではあります。由來日本の輸出品の価値を傷つけるものの中には、一つには品質が悪い、それからコストが高い、このように外面的に宣伝されておるようでありまして、ただいま局長の言葉に上りましたところの陶器だとか綿織物等々に限つては、決して品質が悪いというわけではございません。またコストが高いということも見受けられない。むしろ品質がよ過ぎて、コストが世界プライスと比較して安過ぎるというのが現状でございます。にもかかわりませず、時折クレームなり何なりが出るのは一にかかつて意匠の問題のようでございます。そこで先般意匠センターができたのでございまして、ここでイミテーション問題を解決しようとしていらつしやるようでございます。むしろ私は検査を強化するというよりも、この織維製品だとかあるいは陶器等々に関する限りは、この意匠センターを十分に強化拡充されるということの方が目下の急務ではないか、こう思つてございまして。

そこで、検査の強化よりもむしろ意匠センターの強化拡充という問題について一つ政府次官に御見解を承りたいてございまして。この意匠センターの予算でございますが、常に綿織物にしても絹織物にしてもあるいは毛織物にしてもそういうございますが、生産の数量とかあるいは輸出の数量は賦課金がかかつてきておるようござい

す。その賦課金によってほとんどの経費がまかなわれておるようございまして、私はむしろこの予算は輸出奨励に大いに関係が参りますので、もつと政府予算を捻出さるべきではないか、こう思つております。すなわちジェットロのごときはほとんど特殊物資その他から捻出された、つまり輸出に關係ある利潤からその経営の資金がまかなわれておるようございまして、けれども、意匠センターに限つては、どうもメーカーないしは輸出者の負担で、特に小機屋あたりの乏しい利益からその経費がまかなわれておるということは少し片手落ちのような気がします。これについて政府次官として

はどのようにお考えでございませうか。でき得べくんば意匠センターの費用などというものはそう大して多額もを必要としておりませんので、この際政府の英断によつてその大部分を政府資金からまかなわれるようにすれば、小さな機屋あたりはぜひん政府の恩恵に感謝すると思つて、いかなものでもございませうか。

○長谷川政府委員 意匠センターに対する予算が少いということですが、御指摘の通りジェットロの方から一部出ておるわけでございます。私の考え方を率直に言えということですから申し上げますが、御指摘のように、もう少し考へべきだと私は考へます。従つていざにして今年度には間に合わないのでもございまして、その点は十分考慮に入れていかなければならないと思つて、一方意匠センターが強化されていけば、輸出検査法というものは強化しなくともいいのじゃないかということ、私とはちよつと見解が違つたので

ざいます。私は今度の輸出検査法を提案するまでにいろいろの話を伺い、また調査した結果を見ますと、やはり海外に出て行ってクレームのつくのは繊維製品が非常に多いということですが、それはいろいろ注文のときの関係等がありまして、そのままのもので行ってもいろいろまた向うでそれに対するクレームのつけようがありましようが、いずれにしてもその数字が多いという点についてはやはり検査は強化しなければならぬ。また先般来の小さい話ですが、中共の例の万年筆の問題を見ましても、輸出の検査の強化だけはすべきだ、こう考えております。

話は戻りまして、意匠センターというものをもう少し活用しなければならぬし、従って政府としてもこれらに相当の補助を見なければならぬ、こう考えます。それらは次に出てくる中小企業の団体法というふうなもの、面の強化によってもこれらを推進することができるといふふうにも私は考えておるわけでございます。

○加藤(清)委員 大体意匠についてクレームのついた品物のメーカーの内訳を調べてみますと、これは大紡績の製品に割合に少くして中小企業者の製品に多いようでございます。この一例をもつて見ましてもそうでございますが、大企業で経営する場合には、意匠のみならず品質にいたしましても、外国でどのようなものがどのようなパテントになつてゐるか等々のことについて研究するだけの余裕、利潤というものがございまして、ところが事中小企業に關しては自転車操業でありまして、次官御存じの通り税金と金利に追われておるの

が実情でございます。世界中広く行

われている意匠を研究して、その後に独自のものを作るとか、あるいは相手の意匠に似ないようにするというようなことまではどうも永久にできない。そこでぜひ一つせつかくできまして意匠センターをして、その中小企業がやろうとしてやり得ないその苦しみを打開していただきたい、こう思うわけでございます。一つ次官の英断をもちまして、次官の任期中にこれをやらせましたならば、これはりつぱな仕事として未来永劫に残る仕事であり、しかもまた中小企業も喜び、やがて日本の海外市場における日本商品の声価を上げる原因になると思つたので、ぜひ一つこれはやっていたらいいと思つたわけでございます。

もう一点だけでございますが、先般来中国向けに出された毛製品にクレームがついた。この輸出商は決して日本的にいうては小さい商社ではございません。日本で名だたる総合商社が輸出しておるにもかかわりませずこれにクレームがついたということ、業界からはそれの実態調査をするために中国へわざわざ出かけようじゃないかということまで相なつておるようでございます。私がこの問題について調査したところによりますと、決してメーカー側も商社側も契約違反をしたとは考えられないのでございます。仕様書をごまかして作ったとも考えられないのでございます。この点はむしろ日本の検査基準と、かの国の検査基準の相違からくるものではないか。あるいは同じ検査基準でございまして、その基準に含まれる範疇の受け取り方、相違からくるものではないか。もしそうであるとするならば、今後の輸出

は、特に輸出の規格は世界共通の基準のもとに行われるように政府側からも業界に対して奨励すると同時に、そういう世界共通の基準のもとに輸出が行われるよう指導育成されるべきではないかと思つておるが、この点の実態とこの問題に關する御見解を一つ承わりたいのでございます。

○松尾(泰)政府委員 中国向けの毛織物のクレームについてでございますが、われわれの調査によりますと、中国の検査局の単なる誤解というふうな考へております。それは綿・スフ織物の収縮率三％、毛織物の収縮率六％、それまでは大休よろしいということになつておるわけでありまして、ところが中国の検査局では綿・スフ織物も毛織物も同じ収縮率いよゆる三％の方だ、こういうふうな誤解しておつたことから問題が起つたようでありまして、その後事情がわかつて大体解決の方向に向つておると聞いております。またわれわれの調査によりますと、織物類については中国の検査局にははつきりした検査基準はないように伺つておる。これはあるいは調査不十分かもしれませんが、そういうふうに伺つておるの

でございます。

それから第二点の、今後の日本の検査基準を世界共通の基準にというお話でございますが、これは中国のような國營貿易をやつておるところにおいては検査機関も単一であつてはつきりしておると思つておるが、ほかの國々においては別段輸入する場合の検査基準がどうだというはつきりしたものはないわけでありまして、個々の取引の契約の中でうたわれておるというのが実情かとも思つております。もつとも世界的な、

いよゆる行政的な検査機関ではない取引上の検査機関というものもありませんが、そういうふうな機関の採用しておる検査基準なり検査方法はこれを参考にしておられるべきかと思つておるが、世界的共通の検査基準の発見は實際問題としてむずかしいのでありまして、われわれはもちろんそういうことも研究をし参考にしていかなければならぬと思つておるが、それよりも日本品が海外に出た場合に率直に言ひましてあまりみつともないものが出ないようというのがまず最初の目標ではなからうかとも思つておる。實際問題として雑貨にしても、あるいは先生御指摘のような中小企業の織物類にしましては、百のうち若干の件数ではあります。悪い品種のものが出ていく。全般的には日本のものはむしろかなり品質もよくなつたといわれてはおるのであります。中には、不心得というか、不注意のために若干の不良品が出ることによつて、全体の声価を傷つける場合が多いのであります。こういう強制検査方法によつて全部検査にかけておるということのないようにやりたい、こういうわけでありまして、検査基準についてはわれわれも今後研究をいたしますが、實際問題として世界共通のものというものはなかなかむずかしいのではないかと考へております。

○加藤(清)委員 質問はまだたくさんありますが、時間が参つたようでありますので、残余の問題はこの次にいたします。輸出を振興させるために、日本商品の海外における声価の維持並びに向上のために、一つには検査を強化されることも賛成でございますが、思

わざるぬれぎぬを日本側が着せられていたということにかんがみて、今後ぬれぎぬの原因を除去するように特段の御努力を要望いたしまして本日のところはこれで終ります。

○福田委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十七日午前十時より開會することとし、これにて散會いたします。

午後零時十一分散會

昭和三十一年三月二十九日印刷

昭和三十一年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局